平成２３年（フ）第３１８号
京都府城陽市寺田北山田31―250、住民票上の住所京都府城陽市寺田尼塚13番地の19
債務者　佐野　知代（旧姓小船井）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４９１号
京都市西京区下津林北浦町17番地２
債務者　馬場　茂子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４９２号
京都府宇治市伊勢田町砂田90番地　府営砂田団地１棟310号
債務者　谷口　　健
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５７４号
京都府京田辺市宮津池ノ内42番地５
債務者　大喜多幹弘
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６４６号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地21―401
債務者　田村こと　李　　幸江
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６６０号
京都市上京区梨木通今出川上る柳風呂町180番地、前住所京都市下京区富小路通五条下る本塩竈町558番地
債務者　川上　奈美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７０９号
京都市南区東九条西山町26番地５
債務者　横山　七絵
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
兵庫県尼崎市大庄中通５丁目12番地
債務者　川本あや子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２６号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目33番13―302号
債務者　島田　常功
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２７号
兵庫県西宮市北口町20番７号
債務者　藤川　哲人
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７０号
兵庫県加古川市尾上町口里370番地の５ローレルハイツ加古川１―503号
債務者　小山　信恵
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２０８号
兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町１丁目６番地レジデンス英賀保203号室
債務者　小西　まゆ
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５０号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田南６丁目９番９号
債務者　久保　雅樹
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１６４号
奈良県大和郡山市箕山町12番19号
債務者　中沢　和枝
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１９２号
奈良市押熊町430番地　南谷アパート103号室
債務者　越智　　恵（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１号
和歌山県新宮市王子町１―８―37、住民票上の住所和歌山県新宮市下田３丁目３番10号
債務者　中村　眞澄
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第１３号
和歌山県東牟婁郡串本町西向263番地１
債務者　前田　政志
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　和歌山地方裁判所新宮支部